

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、宮内庁書陵部陵墓課長から次のとおり公共測量を終了したことに  
ついて通知がありました。

令和五年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量及び水準測量）
- 二 測量の地域 橿原市大久保町（神武天皇陵）
- 三 測量の終了年月日 令和五年三月三日